

書評

佐藤方宣編

『ビジネス倫理の論じ方』

(ナカニシヤ出版、二〇〇九年)

奥田 太郎

本書は、「倫理はなぜ、そしていかにビジネスの問題となるのか」というビジネス倫理の問題圏の基盤をなす大問題に気鋭の若手研究者たちが挑んだ意欲作である。本書最大の特徴は、経営学や倫理学ではなく、経済思想史や社会思想史の専門家の手によって執筆されていることである。近世以降の西洋思想を歴史的眼差しのもとに研究する彼らの専門知は、二十世紀後半のビジネス倫理の状況をより大きな歴史的文脈の中に置き直し、二一世紀のビジネス倫理研究の曙光を垣間見せてくれる。現行の確立された学問体系としてのビジネス・エシックスが基本的に米国出自のものであり、米国がルーツとしての欧州からの距離を常に意識しながら自国の言説を形成していかざるをえなかった、という歴史的背景を踏まえれば、本書のとる思想的アプローチが現代のビジネス倫理解に大いに資することは想像に難くない。さらに本書の著者たちは、数世紀前のテキストと格闘する中で

培われた読解スキルを駆使して、ビジネス倫理をめぐる現代の言説群を「思想的に」読み解こうとする、アナクロニズムすれすれの挑戦的な試みにもあえて着手している。この種の試みは、ナイーブに行なわれるとすれば問題含みとなるが、十分な抑制のもとにあえて半歩踏み出す慎重さを伴って行なわれるなら、硬直化しがちなアカデミズムを揺さぶり、時に豊かな知的鉱脈を掘り当てる可能性を拓くことになる。本書は、より豊かな思想史研究を志す者たちが自らの「社会的責任」を果たすべく取り組んだ、一種のアカデミック・マニフェストであるとも言えるかもしれない。それゆえ、本書を構成するテーマ群は、企業とビジネス、社会的企業、組織と仕事、競争と格差、消費者主権、食と安全、企業と国家といった、既存のビジネス・エシックス概説書とは一線を画すラインナップとなっている。以下、各章について手短かにコメントしておく。

第一章(佐藤論文)では、「企業の社会的責任」についての言説の出自と変遷が十九世紀末から現代に至るまで丁寧に描き出され、そうした言説を「ビジネス活動の社会的帰結についての価値判断を交えた公共的討議」(四五頁)の要請として捉え直すことが提言されている。本章は本書の白眉であると思われるが、あえて要求すると、佐藤は「問題の所在」を指し示す知的

営為」を「討議の前提」としているが、逆に、討議の中からこそはじめて「問題の所在」が指し示されるような場合に思想史研究者が果たすべき役割をどのように考えるのか、を問うてみたい。

第二章(高橋論文)では、社会的企業の倫理的な側面が一定程度評価されながらも、そこに潜む「過剰ともいえるストイックなモラリズム(精神主義)への傾斜」(七四頁)に対する警戒が促され、アソシエーション(非営利結社)が本来日常的社交に根ざすものであったことが思想的認識に基づき指摘されている。経済学理論が前提する利己的人間観の実践上の積極的意義を明らかにしている点も興味深い。ホモ・エコノミクスとホモ・ソシアリスとの懸隔は理論上それほど簡単に埋まらないのではないかという疑念も拭いがたい。

第三章(中澤論文)は、主としてアダム・スミスを手掛かりとしながら、組織の適正規模の問題を、思想的考察との往復を通じて解こうと試み、「不可視化された「誰」を可視化する」(二〇三頁)ことの重要性を説く。では、組織の適正規模の問題は、現代の情報技術の進展と普及を視野に入れた時に別のアプローチを必要とするようにも思われるが、どうだろうか。

第四章(太子堂論文)は、思想的な考察を通じて競争の社会的位置づけを明らかにし、「競

争は本質的に「弱者」のためにある」(一四八頁)と結論する。不確実性ゆえの納得を前提として、一つの競争から降りても別の軸での競争への参入が確保されている。このことが公平性を担保する根本条件である、とする太子堂の指摘は説得的であるが、同時に、それを実際にどのように実現していけばよいのか、に答える必要があるだろう。

第五章(原谷論文)では、消費者主権の概念が分析され、集団としての消費者と個々の消費者の規範的な次元の違いをもって、「自律的な消費者」としての悪質クレマー問題について一定の回答が提示されている。引き続き課題として、個々の消費者のクレーム行為が集団としての消費者の次元と何らかの影響関係にあるのか、個々の消費者の「力の行使」の正しさを判定する基準はいかなるものか、について論じてほしい。

第六章(板井論文)は、食の安全という問題圏に関する現代と十九世紀英国との異同を論じ、ベンサム、マルサスらの時代のセキュリティ論を参照して、現代の食の問題の特徴を食料の「質」への注視に認める。現代の食の倫理論が、一国内の事情に自閉しがちである点を鋭く抉り出し、より大きな文脈で問い直すことを提言する議論は説得的だが、そうした食の問題が、ビジネスの問題に結びつく様子をさらに詳細に描

き出してほしい。

第七章(中山論文)では、現代の国際社会における国家と企業の共犯関係がもたらす負の影響について論じられている。細かな点で気になったのは、水俣病をグローバルな文脈に置く際に、水俣病の患者認定に用いられたのが英国のハンター＝ラッセル症候群のものであったという事実への言及がなかったことである。また、軍隊の民営化について、かつての傭兵制度とのかかわりなどを含めて、もう少しスパンの広い思想的観点から論じてほしかった、と考えるのは、紙幅の制約を無視した無い物ねだりだろうか。

以上、いずれの論考も力作ぞろいであり、独自のビジネス倫理の本格的研究始めとして十分通用する内容を備えている。さらに多くの研究者を巻き込んだ「経済思想史研究のrehabilitation」(二七二頁)のムーブメントを期待したい。

マイケル・ウォルツァー著

(萩原能久訳)

『正しい戦争と不正な戦争』

(風行社、二〇〇八年)

濱井潤也

全ての戦争は絶対的に不正なものであるとする絶対平和主義は、この世界から一切の戦争を無くそうとする強い意志に基づく崇高な理念ではある。しかし現実の国際社会においては戦争は時代に合わせて形態を変え、今日においても至る所で生じているといえる。したがってただ単に全ての戦争の否定を叫ぶだけでは事態は変化せず戦争も無くならない。戦争を抑制するためには、戦争に一定のルールを設け、個々の事例についてそのルールを遵守しているか否かを考察する必要があるのである。こうした考え方に基づく「正戦論(the theory of just war)」は、裏を返せばその一定のルールを遵守している戦争を正しい戦争として肯定することをも意味している。したがって「正戦論」は常に戦争を行う側にとつてもまた都合の良い理屈として利用されてきたという側面を持っている。こうした「正戦論」の持つ二面性は、その意義を消失させるものではなく、むしろ戦争を否定する立場と肯定する立場との間での議論を可能にするための「共通言語」としての意義を示しているのである。それゆえに本書においてウォルツァーが論じる「正戦論」もまた、正しい戦争の存在を肯定する議論であるがゆえに、同時にそれに該当しない戦争を不正な戦争として否定し、抑制する議論なのである。

アメリカの政治哲学者であるマイケル・ウォ

ルツァーは一九七七年に出版された本書の原著「*Just and Unjust Wars*」によって、アウグスティヌスやトマス・アクィナスから続く伝統的な「正戦論」を現代的にアレンジして復活させた。この彼の思想は九・一一以後の対テロ戦争を通じて一躍注目されることとなったが、大著であるがゆえにか日本での翻訳は二〇〇八年出版の本書を待たなければならなかった（むしろ後に著された「*Arguing about War*」の方が和訳の出版は若干早かった）。それゆえにこそ、本書の重要性は大きいといえるだろう。九・一一以後の対テロ戦争やそれに伴う自衛隊の派遣問題など、現代の国際社会における戦争の問題は、日本人にとっても無関係なものではなく、考察しなければならぬ課題として迫ってきている。戦争を具体的に考えることが極めて苦手な我々日本人であるが、本書はそのための「フレイムワーク」を提供しうるのである。したがって読者もまた、本書を通じて「正戦論」の概要を学びつつ、ウォルツァーの議論に対して疑わしいところはしつかりと疑いながら用心深く読解する必要があるのである。幸い彼の議論は抽象的な原理論ではなく、例えばダブル・エフェクトという用語の解説に対してUボートの事例や朝鮮戦争の事例、第二次大戦におけるフランス空軍によるフランス内の軍事目標への爆撃、など豊富な実例を用いているため、訳者の言葉を借

りれば、まさに一度は見たことのある戦争映画の一シーンのように、問題の状況を浮かび上げらせ、読者の理解の手助けとなっているのである。

本書で論じられているウォルツァーの「正戦論」には、二つの軸が存在している。一つは従来の「正戦論」においても用いられてきた「戦争への正義 (*ius in bello*)」と「戦争における目的と手段の正当性である。目的は手段を正当化するか?」というよくある問いに対して、ウォルツァーは明確にノーと答えている。すなわち目的の正当性と手段の正当性は彼にとつてはそれぞれ論理的に独立した二つの価値判断なのである。したがって正しい戦争は目的と手段の両方において正当でなければならず、どちらか一方の不正を他方が帳消しにしたりすることは認められない。こうした相互に独立した価値判断が複数存在することが、正しい戦争の定義を困難にしているのである。

本書における戦争の目的と手段についてのウォルツァーの議論を通じて、戦争の目的と手段の正当性を仮にx軸とすると、y軸とでもいえるような別個の正当性の基準が存在していることが徐々に明らかになってくる。すなわち戦争の「法的正当性」と「道徳的正当性」という二つの基準である。ウォルツァーは前者を「法

律家のパラダイム」という言葉で語り、それが従来提示してきた戦争の正当化基準が不十分であるということ論証していくのである。そしてウォルツァーは功利性を重視する「法律家のパラダイム」の不十分さを補うために、人々の「生命の権利」を尊重する後者の「道徳的正当性」の基準が戦争の正当化基準に盛り込まなければならないと考えている。したがってウォルツァーにとつて正しい戦争の基準は、「戦争への正義」としての戦争の目的が法的にも道徳的にも正しく、かつ「戦争における正義」としての戦争の手段もまた、法的にも道徳的にも正しくなければならないのである。

このようにウォルツァーの「正戦論」における基本的な戦争の正当化基準についての詳細が論じられている本書ではあるが、実はこれ一冊で十分というわけではない。ウォルツァー自身も後に認めていることであるが、本書においては戦争の正当化基準としての「戦後の正義 (*ius post bellum*)」についての論述は少ししかなく、不十分である。ウォルツァーは後の著作『戦争を論ずる―正戦のモラル・リアリティ―』において、この「戦後の正義」を「戦争への正義」と「戦争における正義」に並ぶ第三の正当化基準として加えることを主張しているため、この二冊を合わせてはじめてウォルツァーの正戦論の全貌が明らかになると考えるべきであろう。

ノーマン・ダニエルズ、ブルース・ケネ
 デイ、イチロー・カワチ著（児玉聡監訳）
 『健康格差と正義——公衆衛生に挑む
 ロールズ哲学』

（勁草書房、二〇〇八年）

野田 浩夫

私は中小病院の一般内科医として三〇年以上
 地域に向かい合っている。貧困が医療へのアク
 セスを阻害するだけでなく、その「上流」で病
 気の罹患・発病に深く関連していると気づいた
 のは、偶然にトンネルじん肺の患者の診療に携
 わった時だった。一九六〇—七〇年代に日本中
 で繰り広げられた長大トンネル工事は、その規
 模に見合わない遅れた工法をとっていたため、
 多数のじん肺患者を生んだ。その工事に携わつ
 たのは山村からの貧しい出稼ぎ者であり、離職
 後にじん肺を発病していつそう貧しくなつて診
 断もされずひっそり暮らしていたのである。物
 理的な要因で発病する職業病の典型例であるじ
 ん肺の発病にも貧困が強力に影響していた。
 タクシー会社の産業医の経験では、タクシー
 運転手という業種が格別に健康状態が悪いこと
 にも気づいた。低収入と不規則な長時間労働と
 という条件の中で、タクシー運転手は次々と心臓
 発作を起こす。それに対し健診による早期発
 見・早期治療という戦略はほとんど無意味に思

えた。しかし、ここ一〇年余の貧困の広がりの中
 で、タクシー運転手は特別の存在ではなく
 なっている。増え続ける非正規労働者、低所得
 者の健康状態を考えると、日本が長寿を誇れな
 くなるときは意外に早く来ると思っている。

人がどうして病気にかかり、健康を失って
 いくのかという問題で、有害物質や微生物への
 曝露や生活習慣というなじみ深い原因を超えた
 より深部に、貧困や無教育などの社会的決定要
 因が存在していることをはつきり知らされたの
 は、WHO欧州事務局「健康の社会的決定要
 因 Solid Facts（確固たる事実）第二版」を読ん
 だときだった。そこでは社会格差がストレスと
 いう生物学的経路を通じて健康を害するという
 総論に続いて、子どものころの境遇や、社会的
 排除、劣悪な労働条件などの具体的な健康の社
 会決定要因が膨大な文献を背景に確定されてい
 った。それは衝撃というよりほかほかはないものだっ
 た。

これが「社会疫学」と呼ばれる学問の領域に
 属すると知って参考書を探してみると、I・カ
 ワチ、M・マーマット、R・ウイルキンソンら
 の書いた一般人向き解説書が翻訳されていた。
 それらを夢中で読む中で、本書『健康格差と正
 義——公衆衛生に挑むロールズ哲学』に出会っ
 たのだった。

一言でいえば、本書は社会疫学を多角的・総

合的に理解するのに欠かせない本である。これ
 まで社会疫学も政治哲学も知らなかった市井の
 臨床医や現場の保健行政関係者はこの本で大き
 く眼を見開かされることだろう。

内容は、ダニエルズ、カワチら著者の簡潔な
 主報告、それを批判するさまざまな異論、それ
 に対する著者らの応答というユニークな三部形
 式であり、交わされる論争は「明快で手に汗握
 るもの」（センの批評）となっている。

論争は大きく三点にわたり、いずれも私たち
 にとって切実なものである。

第一は社会疫学の実証的部分である。貧困
 層のみが病気になりやすいのではなく、社会格
 差の勾配の急峻さが社会全体の健康を損なわせ
 る、という「相対的所得仮説」が問題となる。
 これは実証されていくものか、人を惑わす神秘
 的言説に終わるものか、議論の中心となる焦点
 である。第二は「健康格差はなぜ不正義なのか」
 という政治哲学的問題である。これが特に重要
 なのは、アメリカの世論が格差を肯定しセーフ
 ティネットを嫌悪するためである。著者らは
 J・ロールズの「正義論」を発展させて、（健
 康格差は正義の基礎となる「機会の平等」を損
 なうゆえに不正義だ）と主張する。これは最も
 強力なロールズ批判者であったセンの主張とど
 う交叉していくのだろうか。

議論の第三は社会政策論である。社会格

差が医療アクセスより強力な健康決定要因であるとするれば政策上どちらを優先するのか。四〇〇〇万人の無保険者が存在するにもかかわらず、クリントン・オバマの公的医療保険創設計画を押しつぶそうとするアメリカ社会で、社会格差は正優先論を唱えることは利敵行為なのかどうか。より広くは、WHOも重視し始めた「健康影響評価 Health Impact Assessment (HIA)」測定にも関連して。全ての政策や計画に対して、健康の社会的決定因子の知見を活かして健康への影響を予見し必要な修正を迫ることは可能なのかどうか。

議論はすべて面白いが、私としては、ウイルヒョウもエンゲルスもアジェンダも社会格差の是正を唱えるにとどまらず、さらにその深部にある原因を解消しようとした、というウルハインドラーらの最後の批判が心に残った。

玉井真理子・平塚志保編

『捨てられるいのち、利用されるいのち』
胎児組織の研究利用と生命倫理

(生活書院、二〇〇九年)

八幡 英 幸

胎児組織の研究利用は、これまで日本ではごく一部の人にしか知られておらず、あまり議論

されることのなかった問題である。本書は、この問題についての考察をまとめたものとしては、日本で初めて一般書店の店頭に並んだ書物ということになる。本書のいくつかの章や、その原型となった論文は、すでに大学の紀要等に掲載されたり、編者の一人、玉井真理子氏によってまとめられた報告書『ヒト胎児組織の供給システムのあり方と胎児組織提供コーディネーターの役割に関する研究』（平成一五—一六年度）に収められたりしている。だが、この本を読んで、同氏らが孤軍奮闘とも言える仕方でのこの問題に取り組んできたことを初めて知る人も多いのではないだろうか。

まず本書の構成を紹介すると、冒頭に『中絶胎児利用の衝撃』（注：二〇〇五年四月に放映されたNHKスペシャル）をめぐって」と題された対談（玉井真理子×春日真人）が置かれ、米国の一事例の紹介を中心とする序章「中絶胎児組織を用いた子宮内胎児治療の現状と移植を受ける側の苦悩」（平塚志保）がこれに続く。ここまでの構成は、冒頭に述べたような状況を踏まえ、この問題に関心を持つ人を少しでも増やしたいとの考えから採用されたものであろう。そして、これに続く第一章から第五章には、共同研究者（玉井真理子・田代志門・平塚志保・加藤大喜子・森芳周）がそれぞれ興味深い観点からこの問題に取り組んだ成果がま

とめられている。

ところで、胎児組織の研究利用は、欧米では一九七〇年代から議論されてきた問題である。以下、各章の紹介も兼ねてその動きを概観しておこう。まず、米国では、田代論文（第二章）で議論されるように、一九七四年の全米委員会でこの問題が包括的に検討されている。また、一九八〇年代後半に入り、パーキンソン病などの治療法として胎児組織の移植が検討され始めると、この問題は一気に政治問題化する。そして、玉井論文（第一章）で詳述されるように、共和党政権下での「中絶胎児組織利用研究モラトリアム時代」（一九八八年〜一九九三年）を迎える。そこでの議論の焦点は、胎児組織の研究利用と「中絶との不可分の関係性」である。例えば、移植用の胎児組織を確保するために、中絶がむしろ勧められるといった事態は起きないかという懸念が示されるのである。これに対し、欧米では、そのような懸念を払拭するため、加藤論文（第四章）で紹介される英国のポークィングホーンレポート（一九八九年）に代表されるように、中絶に関する意思決定と胎児組織利用のプロセスを厳格に分離することを目指したガイドラインの整備が進められた。森論文（第五章）で紹介される、ドイツ、スイスでの対応もこの基本線に沿ったものである。

他方、この問題が日本ではほとんど議論されて

こなかったのはなぜだろうか。例えば、日本でも、脊髄損傷者への医療・支援の充実を求める団体からは、「厳密な手続きを定めた研究において、胎児由来組織による神経再生の可能性が徹底的に検証されること」を求める声明が出されている。前述の特集番組でも、中国で胎児組織の移植を受ける日本人がいることが伝えられている。実際には、医療面でも、倫理面でも、検討が求められているのである。また、ES細胞の樹立に関連してヒト胚の道徳的地位に関する議論が盛んに行われた時期（二〇〇〇年前後）に、胎児の生殖細胞を用いるEG細胞との比較がもつと行われてもよかつたはずである。だが、自戒をこめて言うなら、時に生命倫理の研究者を自称する私たちは、そのような観点からの考察をネグレクトしてきたのである。このようなバランスの悪さ、感度の鈍さが何に起因するのかを考えることも、本書が私たちに突き付けている課題の一つであろう。

アルバート・ジョンセン著

(細見博志訳)

『生命倫理学の誕生』

(勁草書房、二〇〇九年)

小林 亜津子

生命倫理学誕生から四半世紀が過ぎた一九九〇年代には、米国で「生命倫理とは何か」という問いに対する歴史的アプローチが起り、本書はその代表作としてすでに定評を得ていた。だが、本書は、たんなる生命倫理の成立史ではない。

一九六七年五月のある日、博士論文を提出したばかりのジョンセンが、偶然にイェール大学の精神科医である友人と出会ったことから、すべては始まる。実際の「倫理問題」を見せてあげるといふ友人の招きに応じて、倫理学のインテーンとして医療現場に入ったジョンセンが目にしたのは、「透析自殺」（生命維持に不可欠な透析装置を外すこと）を希望する慢性の腎臓病患者たちであった。それはよくある自殺願望と同じ精神病理の一種なのか、それとも医療機器による生命維持という「前例のない状況」での、前例のない倫理問題であるのか。これを機にジョンセンは、医療者たちの抱く「漠然とした懸念」に引き寄せられ、やがてそれが「生命倫理学」という一つの学問分野として誕生し、さらに公共政策の場でも市民権を獲得するまでに至る過程で、中心的な役割を果たしていくことになる。この意味で、「自伝」のような叙述で始まる本書を通じて読者は、そのまま「生命倫理」という名前を獲得するに至った観念と制度の、起源と進化を辿る」ことになるのである。

る(本書Ⅲ)。

本書が対象にしているのは、一九四七—八七年の米国における生命倫理の歴史である。始まりの一九四七年は、もちろんニュルンベルク綱領が公表された年であるが、終わりとされている一九八七年は、本人自らが述べているように「恣意的」である。だが、本書の末尾部分でHIVについて触れているように、一九八七年以降についても多少は言及している。

本書は、三部構成からなり、第一部「人と場所」で、西欧の二五世紀にもわたるヒポクラテス以来の「医療倫理」の概観から始まり、一九五〇年代、六〇年代に、それとは決定的なことなる「生命倫理学」の登場する過程が、神学、哲学、政府による委員会の順に描かれていく。第二部「生命倫理学の始まり——様々な問題」では、人を被験者とした研究、遺伝学と優生学、臓器移植と医療資源の配分問題、障害新生児の治療停止と終末期医療、中絶と生殖医療といった生命倫理の各論が、各章で論じられる。第三部「学問、対話、そして精神風土」で、生命倫理の学問(理論)としての成立過程、生命倫理が対話(実践)として受容される過程、そして最後に米国のエートスとアメリカ産生命倫理学との関連が展開される。

特筆すべき点は、本書が「学問としての生命倫理学」の成立史に終わるのでなく、「同時

にまたそれ「生命倫理学」は、専門家から市民一人一人に至るまで、多くの立場の人々の何らかの貢献を取り込んで成立する対話——つまり、議論や討論——でもある」として、「対話（dialogue）」としての生命倫理学」の発展が、医療の場における個人的な対話において、生命倫理教育の行なわれる場である教室で、そして倫理委員会や市民の集会で、さらにメディアにおいて、「いかに鼓舞されたか」を検証している点である（本書第一章）（註…この点については、金一裕之、額賀淑郎「討議としての『生命倫理』——A・ジョンセン著『生命倫理の誕生』の概観と考察——」『生命科学における倫理的・社会的諸問題Ⅱ』財団法人ファイザーヘルスリサーチ振興財団 平成一五—一六年 国際共同研究（B）平成一七年三月において、優れた考察がなされている）。

生命倫理学の「実践」、とくに公共政策としての側面にも光を当て、さらに実際の政策立案においても大きな役割を果たしたジョンセンの手にける本書は、その臨場感あふれる筆致とともに、生命倫理学という営みが、学問分野だけでなく、医療界や地域社会、また法曹界との「対話」を通して受容されていった過程を、その「内部」から追体験させてくれる。

伊勢田哲治著

『動物からの倫理学入門』

（名古屋大学出版会、二〇〇八年）

鶴田尚美

犬や猫などペットとして、動物園で見る対象として、あるいは擬人化されたキャラクターとして、そして日々の食卓で口にする食物として、動物たちは人間にとって身近な存在である。しかし、一方では愛玩し、他方では食べると

いう人間中心の動物の利用に疑問を抱く人々も増えつつある。この数年、動物倫理に関する書籍の出版が相次いでいるのも、これまで欧米に比べて薄かった、日本人の動物に対する関心の強まりを反映しているように思われる。

だが、それらの書籍はいずれも農学や獣医学の研究者によつて執筆、翻訳されており、哲学者が動物倫理を論じた本格的な書籍は本書がおそらく初めてであろう。

また、本書は現代英米倫理学を一望できる入門書でもある。功利主義から厚生経済学、徳倫理学まで広範な主題を扱い、かつ入門書としての読みやすさ、分かりやすさにまで配慮が行き届いた書籍は残念ながら皆無に等しい。本書はこの二つの課題を一冊で達成しようとする野心

的な著作である。

さて、動物倫理を扱った従来の日本語の文献の大半は、シンガールの動物解放論とレーガンの権利論を紹介するにとどまっている。だが、欧米の文献はその後の倫理学理論の進展と並行して増大し、かつ多岐にわたっている。本書はこれらをふまえ、契約説、徳倫理学、ケア倫理などシンガーやレーガン以降の多様な見解を網羅的に紹介しており、現代の英米倫理学において動物の問題がどれだけ重視されているかを知ることができるとともに、諸説を概観することができる。この点だけでも高く評価できる。

さらに、動物について論じる場合、多くの著者は一方の立場——すなわち、動物解放論ないしはアニマルライツ運動の支持者側か、あるいは動物を使用する研究者や畜産関係者か——から語られがちであった。ゆえに、どちらの側から書かれたにせよ、読者が視点の偏りや議論の前提に抵抗感を覚えることもあったかもしれない。本書は倫理学の入門書を兼ねているという理由も多分にあるだろうが、中立的で、理性的なものごとを考えられる人であるなら受け入れられるような前提から論理的に議論を展開していこうとする。この慎重な姿勢は、人間が動物を利用することは正しいと考えている立場の人にとつても受け入れやすいだろう。

しかし、中立的であり多様な見解へ目配りが

利いているという長所の裏返しとしてやむを得ないのかもしれないが、「終章 動物は結局どう扱えばいいのか」において、「著者自身が動物に対して実際にどのような態度をとる覚悟があるのか」という点は最後まであまり明確にはされないままに終わる。私見であるが、シンガールの動物解放論と飢餓救済論が世界各国の人々に強烈なインパクトを与えてきたにもかかわらず、日本の倫理学者たちに不自然に軽視されてきた理由のひとつは、真剣にそれらの問題を受け止めたくなかったからではないかと思われる。シンガールの主張をともに受け入れることは自分の日常生活に根本的な改変を迫られることを意味し、たとえば学会の後の懇親会で肉を食べたり飽食したりすることは止めねばならないからである。実際、英米の倫理学者の中で肉食主義者は珍しくないが、日本で肉食主義の倫理学者はごくわずかであり、加えてアカデミックな議論と自分自身の実践を切り離すことは日本では当然のことだと考えられているようである。

だが、倫理学のひとつの役割は、われわれに行為指針を与えることである。とりわけ、本書は入門書として執筆されているのだから、若い読者の何割かは、「動物に対してどのような態度をとるべきか」という問いに対して、ひとつの具体的な答え方の実例としての著者自身の言

葉を期待しているのではないだろうか。もちろん、三二二頁で功利主義に好意的であるという態度は示されており、三二四―三二五頁で著者自身の答えは一応説明されている。しかし、自身が述べるようにそれは「生ぬるい」ように思われ曖昧である。実際、「完全を目指さない」(三二四頁)だけでなく、自分の食べているものや衣類や日用品にわずかに気を配るだけでも、わたしたちの日常生活にいくに多くの動物が犠牲になっているかに気づかされ、著者が述べるよりもはるかに大きな生活の転換を迫られることになるはずである。その点に関する議論がもう少しあればと思うが、全体としてみれば動物倫理の入門書としても、また倫理学の入門書としても最良の一冊であることに変わりはない。

君島東彦編

『平和学を学ぶ人のために』

(世界思想社、二〇〇九年)

宮川 佳 三

特に冷戦終焉以後、大学や大学院において国際関係(論)や平和(学)に関係する学部・学科・研究科が開設され、紛争処理、平和構築、平和維持、人道的介入、平和教育、人間の安全

保障、戦争と性犯罪などを研究の対象としたり、キャリアーとしてこのような事柄にかかわることを望んでいる若者が増加している。更に一般市民の間にも同じような傾向を見る。

本書は「大学で平和学の講義を受講している学生のみならず、平和問題に関心をお持ちの市民のみならず、活用していただくために編まれた」ものである。(三八六頁)とはいえ「平和学」へのアプローチは多種多様で、学際的である。それ故に、一人の研究者には手に負えない。本書は一八人の平和研究者がそれぞれの研究分野・専門領域から寄せた「平和学の作品」で構成されている。

本書の構成の特徴(本書の特徴でもある)は一八九九年に開かれた第二回「万国」平和会議の百周年を記念して一九九九年にオランダのハーグで行われた平和「市民社会」会議において参加者に配布された「二一世紀の平和と正義のためのハーグ・アジェンダ」の五〇項目の課題が分類整理された四つの領域に沿って構成されていることである。「一」は評者による、それらは(一)戦争の根本原因/平和の文化、(二)武力紛争の予防・解決・転換、(三)国際法・国際機構の強化、(四)軍縮および人間の安全保障、である。この四つの領域に一八本の論考を配置している。基本は、「戦争対平和」の枠ではなく、「暴力対平和」の枠で「暴力を克服す

る平和」のためのプログラムを学際的に提示することになり（编者君島氏の序章IIを参照）、そのことに成功している。

国家の役割をないがしろにできないが、平和の問題が国境を越えた、国家の問題から地球上の市民の、個人の、問題になっていることを考えると、学びの場に本書が提供されることは意味がある。

日本（人）が「暴力の克服の平和」に貢献できるためには、「アジア太平洋戦争」の加害国であった事実を踏まえたうえで、敗戦国でもあったことを知り、敗戦後「日本国憲法」の平和主義で国家として再出発したことを忘れないことである。日本（人）にとつての平和学はその平和主義に軸を揺れ動くことなく置き、学び、そして実践することである、と编者はメッセージを送っているように思う。

ケネス・W・グッドマン編

（板井孝吉郎監訳）

『医療—IT化と生命倫理—情報ネットワーク社会における医療現場の変容』

（世界思想社、二〇〇九年）

奥田 太郎

本書は、倫理学、コンピューティング、医学にまたがる領域の問題を扱った学際的研究論文集であり、また、骨太な応用倫理学の書である。生命倫理学と医療情報学の研究成果に基づきながら、近年急速に発展し導入が進められている医療情報システムについて、そこに含まれる根本的な重要問題の数々が提示されている。本書では、情報という視点から医療倫理の問題が深められ、同時に、医療現場への情報技術の導入という視点から情報倫理の問題が深められており、タコソボ化の批判を一笑に付しうるほどもに見事な応用倫理学的思考が展開されている。

そうした本書において著者が重視し強調するのは、新たな技術の導入に対して「前進的な慎重さ」の姿勢を保つことである。グッドマンは次のように述べる。「概して、このような開発の途上にある道具について熟慮する際にとるべき正しい姿勢とは、無批判で熱烈な支持と大きな懐疑主義に陥ることを防ぐことであり、また現行の研究や進展を注意深く調べることである。」（二四頁）こうした姿勢で、情報技術時代の医療における人間の価値、責任、守秘義務といった倫理的問題が論じられる一方、システム評価、意思決定支援、予後スコアリング、メタアナリシスといった技術に関する哲学的問題も論じられる。

本書において最も注目すべき章は、医学的予測におけるコンピュータの役割について論じられた第七章、および、メタアナリシスの方法論的、概念的、倫理的問題について論じられた第八章である。これら二つの章では、倫理学的な分析のみならず、認識論や科学哲学に関わる哲学的な分析が施されることではじめて到達される、予後スコアリング・システムやメタアナリシスとのよりよい付き合い方への洞察が示されており、応用倫理学的探究が実際には哲学全般に関わる試みであることを再確認させてくれる。また、巻末の監訳者・板井による解説も目配りが行き届いており、本書成立の経緯、問題背景の概説などを遺漏なく知ることができる。

原著の刊行から十年強が経過しているが、問題の掴みが的確であり色あせていない。情報技術が広範に浸透した現在、改めて読まれるべき一冊である。